

○国土交通省令第七十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

様式	様式
<p>様式第五 (第四十一条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (第一面) 低炭素建築物新築等計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「基準省令」という。)及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u>(平成24年経済産業省令・国土交通省令・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。)において使用する用語の例によります。</p> <p>2. ～4. (略) (略) (第三面)</p> <p>低炭素建築物新築等計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 [建築物に関する事項]</p> <p>【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)</p> <p>【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 【イ. 非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準</p>	<p>様式第五 (第四十一条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (第一面) 低炭素建築物新築等計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「基準省令」という。)及び<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u>(平成24年経済産業省令・国土交通省令・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。)において使用する用語の例によります。</p> <p>2. ～4. (略) (略) (第三面)</p> <p>低炭素建築物新築等計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 [建築物に関する事項]</p> <p>【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)</p> <p>【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 【イ. 非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準</p>

年間熱負荷係数  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$   
(基準値  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ )  
BPI ( )

基準省令第10条第1号イ(2)の基準  
年間熱負荷係数  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$   
(基準値  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ )  
BPI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準  
誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準  
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築  
又は修繕等をする部分の基準  
誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

**【ロ. 一戸建ての住宅】**  
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

年間熱負荷係数  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$   
(基準値  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ )  
BPI ( )

基準省令第10条第1号イ(2)の基準  
年間熱負荷係数  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$   
(基準値  $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ )  
BPI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準  
誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準  
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築  
又は修繕等をする部分の基準  
誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ / \text{年}$   
誘導B E I ( )  
(誘導B E Iの基準値 )

**【ロ. 一戸建ての住宅】**  
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
 基準省令第10条第2号イの基準

外皮平均熱貫流率	$W / (m^2 \cdot K)$	外皮平均熱貫流率	$W / (m^2 \cdot K)$
(基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)	$W / (m^2 \cdot K)$	(基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$
(一次エネルギー消費量に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$	(一次エネルギー消費量に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準	$W / (m^2 \cdot K)$
誘導基準一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$	誘導基準一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$
誘導設計一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$	誘導設計一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$
誘導BEI ( )	$W / (m^2 \cdot K)$	誘導BEI ( )	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$
<b>【ハ、共同住宅等】</b>	$W / (m^2 \cdot K)$	<b>【ハ、共同住宅等】</b>	$W / (m^2 \cdot K)$
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$	(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準	$W / (m^2 \cdot K)$
(一次エネルギー消費量に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$	(一次エネルギー消費量に関する事項)	$W / (m^2 \cdot K)$
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準	$W / (m^2 \cdot K)$	<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準	$W / (m^2 \cdot K)$
誘導基準一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$	誘導基準一次エネルギー消費量	$W / (m^2 \cdot K)$
G J / 年	$W / (m^2 \cdot K)$	G J / 年	$W / (m^2 \cdot K)$

誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ/年$   
誘導 B E I ( )

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築  
又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準  
(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数  $MJ/(m^2 \cdot 年)$   
(基準値)

B P I ( )  $MJ/(m^2 \cdot 年)$

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数  $MJ/(m^2 \cdot 年)$   
(基準値)

B P I ( )  $MJ/(m^2 \cdot 年)$

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用  
除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ/年$

誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ/年$

誘導 B E I ( )

(誘導 B E I の基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築  
又は修繕等をする部分の基準

【三. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準  
(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数  $MJ/(m^2 \cdot 年)$   
(基準値)

B P I ( )  $MJ/(m^2 \cdot 年)$

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数  $MJ/(m^2 \cdot 年)$   
(基準値)

B P I ( )  $MJ/(m^2 \cdot 年)$

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用  
除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量  $GJ/年$

誘導設計一次エネルギー消費量  $GJ/年$

誘導 B E I ( )

(誘導 B E I の基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

<p>誘導B E I ( ) ) (誘導B E I の基準値 ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導B E I ( ) )</p> <p>□基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 □基準省令第10条第3号ロの基準 (非住宅部分)</p>	<p>誘導B E I ( ) ) (誘導B E I の基準値 ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導B E I ( ) )</p> <p>(誘導B E I の基準値 ) (住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第2号イ(1)の基準 □基準省令第10条第2号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導B E I ( ) )</p>	<p>誘導B E I ( ) ) (誘導B E I の基準値 ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導B E I ( ) )</p> <p>(誘導B E I の基準値 ) (住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第2号イの基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第2号ロの基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導B E I ( ) )</p> <p>□国土交通大臣が認める方法及びその結果 )</p> <p>□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (非住宅部分) □基準省令第10条第1号イ(1)の基準 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第1号イ(1)の基準</p>
--	--	--

	<p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (m<sup>2</sup>・年) (基準値) MJ / (m<sup>2</sup>・年) B P I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年</p>
--	---

	<p>年間熱負荷係数 MJ / (m<sup>2</sup>・年) (基準値) MJ / (m<sup>2</sup>・年) B P I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I ( ) (誘導 B E I の基準値 )</p>
--	--

誘導設計一次エネルギー消費量	G J / 年
誘導 B E I ( )	
(誘導 B E I の基準値)	
<b>【16. 再生可能エネルギー利用設備】</b> ～ <b>【19. 備考】</b>	(略)

(注意)

1. ～ 7. (略)
8. **【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】** の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1) ・ (2) (略)
  - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値 (基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。) と併せて記載してください。
  - (4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号の共用部分をいう。) の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載してください。
  - (5) (略)
  - (6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
    - i) (略)
    - ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の

<b>【16. 再生可能エネルギー利用設備】</b> ～ <b>【19. 備考】</b>	(略)
--	-----

(注意)

1. ～ 7. (略)
8. **【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】** の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1) ・ (2) (略)
  - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値 (基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。) と併せて記載してください。  
(新設)
  - (4) (略)
  - (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
    - i) (略)
    - ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の

防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

9. ～12. (略)

(略)

(第五面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率  $W / (m^2 \cdot K)$

(基準値  $W / (m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値 )

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量

誘導設計一次エネルギー消費量

G J / 年

G J / 年

防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロの基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れて記載してください。

9. ～12. (略)

(略)

(第五面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準)

基準省令第10条第2号イの基準

外皮平均熱貫流率  $W / (m^2 \cdot K)$

(基準値  $W / (m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値 )

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロの基準

誘導基準一次エネルギー消費量

誘導設計一次エネルギー消費量

G J / 年

G J / 年

- 誘導 B E I ( )
- 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (略)
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (3) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
  - (4) (略)
  - (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
4. (略)

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (略)
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。  
(新設)
  - (3) (略)
  - (4) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロの基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、記載してください。
4. (略)

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ

(新設)

(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱

充填断熱  外張断熱  内張断熱

【断熱性能】  熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

2) 壁

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱

充填断熱  外張断熱  内張断熱

【断熱性能】  熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱

充填断熱  外張断熱  内張断熱

【断熱性能】  熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】  有  無

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱

充填断熱  外張断熱  内張断熱

【断熱性能】  熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値  
(  $m^2 \cdot K / W$  )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値  
(  $m^2 \cdot K / W$  )

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率  
)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率  
)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 ( mm ) 断熱補強の熱抵抗値  
(  $m^2 \cdot K / W$  )

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ( )  
効率 ( )

【冷房】 冷房設備 ( )  
効率 ( )

【冷房】 冷房設備 ( )  
効率 ( )

【換気】換気設備 ( )  
効率 ( )  
【照明】照明設備 ( )  
【給湯】給湯設備 ( )  
効率 ( )

2. 備考  
(注意)

1. 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
2. 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
3. 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
4. 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
5. 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

6. 1 欄の(1)の 5) の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の地域の区分をいう。）のうち 8 の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5 度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
7. 1 欄の(1)の 6) の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
8. 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。）、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
9. 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入してください。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現にされている都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、なお従前の例による。

